

30号

2014年

2月8日

何故家裁は変わらない？子どもに会えないのは何故？



民法766条の改正からもうすぐ2年が経とうとしていますが、親子ネットには、子どもと会えない辛さを綴ったメール、家裁の調停、審判、調査官調査への怒りと失望の声がひっきりなしに届きます。どうして、家裁は変わらないのでしょうか。多くの当事者の経験と情報をもとに意見を述べたいと思います。

一言でいうと、家裁の子どもの利益は、「裁判所都合の」子どもの利益だからです。例をあげて説明しますと、調査官は、子どもの利益を考えて自分の意思で調査報告書を作成していると主張しますが、子どもの利益のために年間100日の親子交流が必要だとは書きません。何故なら、裁判官が月一回の最小面会に収めたいのがわかっているからです。もし調査官が年100日の面会交流が相当と書けば、裁判官は審判で調査報告書を否定する根拠を書かなければならなくなり、裁判官の仕事の助けにならないからです。

それでは、何故月一回の面会に収める必要があるかという、もし年100日の面会を命じると、これまでの家裁の運用の誤りを認めることになってしまうからです。家裁は科学的根拠もなしに月一回数時間の面会交流という相場観を作ってきましたが、それとの辻褄があわなくなるのです。

面会交流調停を申立てると、大体2ヶ月に一回のペースで調停が続き、約一年半、親子交流が途絶えてしまいます。その後やっと調査官調査が入りますが、子どもが別居親に会いたくないといっているから、面会は急がず時間をかけてやる方が良く面会を制限したり、場合によっては時期尚早と禁止することさえあります。この時点で調停申立てから2年が経過します。家裁は離婚をする際、親権を定める必要がありますが、2年を要した結果が、ここでも「裁判所都合」として利用されます。継続性の原則を適用することができる、つまり今監護しているものが継続監護するのが望ましいと結論づけることが可能になるのです。

真の子どもの利益を考えるのであれば、別居前の親子関係を変えないように別居直後の初動を大事にし、すぐに親子交流を再開させるよう調停の運用を抜本的に見直さなければなりません。子どもが別居親に会いたくないと言いだしてからでは遅いのです。1ヶ月以内に親子交流を再開できるように運用を変え、どちらが仮の監護親になっても頻繁な親子交流を促し、いつでも監護親を変更できるように維持する、つまり継続性の原則を適用できないようにすべきです。

それではどうすべきかですが、裁判所独自の解釈や運用を縛る法律をつくらなければなりません。「裁判所都合の」子どもの利益でなく、法律で子どもの利益が何かをきちんと事細かに定義する必要があります。基本原則はもちろんのこと、守れない方には監護させないという罰則があってこそ、短時間での合意形成ができ、子どもとの断絶期間を最小にすることが可能となります。法律ができれば、家裁も過去の誤りを認める必要がなくなります。法律ができたから、やり方を変えたと言えるではありませんか。

こうしている間にも、また一組、また一組と親子交流が断絶していきます。一刻も早い、法整備を心から願います。

(親子ネット会長 藤田尚寿)

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 2,000円

親子ネット口座 ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

(オヤコノメンカイコウリウ ヲジツゲン スルゼン コクネットワーク)





「あなたに逢いたくて」 第4弾

中部 共同親権法制化運動の会 共同代表
三浦 寿司

1. 活動を始めた経緯と想いをお聞かせください。

私は、平成20年6月に当時10歳と7歳の二人の男の子を元妻の実家に連れ去られました。別居前に離婚したいという話は元妻から一切聞いておらず、突然の連れ去り別居でした。直後から元妻の実家の電話が留守電にされるなど、子どもたちとの連絡が取れなくなり、実家を訪れても全く対応してもらえないという状況でした。弁護士に相談したところ、先に子どもを囲い込みされており、子どもが戻ることは難しいと言われ、絶望感に襲われました。

その後にインターネットを利用し情報を得ようとしたのですが、当時はネット上の情報が少なく、また名古屋には相談できる当事者団体もありませんでした。私は、弁護士や家裁の問題などの知識がない中で調停や裁判に臨まなければなりません。当然、弁護士や調停委員、調査官の言うなりの妥協の繰り返しで、7カ月も8カ月も子どもと会えない状況が続きました。

私は、自分の調停や裁判での経験をとおして、当事者間で情報を共有すること、法整備につなげるためには当事者が連携し社会に訴えることが大切だと考えました。また、子どもたちが結婚後、私たちと同様な苦しみを受けることがないように、連れ去り・引き離しを禁止し、共同親権、共同養育を実現する法を整備してなければならないという想いで活動を始めました。

2. 活動内容についてお聞かせください。

情報共有と連携を目的に平成22年5月に当事者団体を設立し、同時にホームページを開設しました。定例会は月1回程度開催し、現在まで35回開催しました。最初の2年間は定例会の参加者は、設立した数名だけでしたが、現在は10人前後の方が毎回参加されています。定例会では、事例の検討や、家裁の現状、国会の動向などをテーマに情報交換を行っています。

啓発活動としては、子どもを取り巻く問題を訴え、法整備を求めるちらし配布などの街頭活動を名古屋駅前や愛・地球博記念公園のイベント会場などで不定期に実施しています。また、Twitterを利用し、問題理解と法整備を求めるツイートを毎日行っています。

他団体との連携では、「親子の交流断絶防止法制定を求める全国連絡会」の構成団体として、陳情資料の作成や国会議員への陳情を行っています。

3. 活動の今後の展望は？

ハーグ条約の発効が4月1日に予定されており、国内の連れ去り別居の違法性が問われることになると思います。併せて共同親権制度導入の検討や面会交流の保障、共同養育についても国会で議論が深まると考えられます。その意味では、各団体がバラバラに活動するのではなく一枚岩となり、全国連絡会として国会に法整備を強く求めていくことが望ましいのではないのでしょうか。

法整備にあたっては、連れ去り別居の禁止、面会交流の保障と拡充、DV認定の証拠主義、家裁での親権者指定における「フレンドリーペアレント・ルール」(面会交流に対する寛容性の重視)の導入、共同養育制度の導入などを特別立法として求めていくことになると思います。最終的には、民法を共同親権制度に改正するまで活動は続いていくことになるでしょう。

裁判所は、親権者指定において「片親疎外」が子どもへ与える影響を考慮しませんが、裁判所が実務面で判断基準の一つとすることが、子どもの真の利益にとり重要だと考えます。連れ去り・引き離しによる「片親疎外」を公知の事実とするために、専門的知識を持ち実証研究を行っている臨床心理士など専門家と当事者団体との協同も一層大切になってくると思います。

4. 活動以外で興味があることは何ですか？

独身の時に始めたスキューバダイビングですね。結婚してから家族でグアムなど旅行に行った時に潜っていました。海外では、グアムの他にオーストラリアのグレートバリアリーフに潜りました。子どもたちと離れてからは、楽しもうという気分が失せて、ダイビングには行けていないですが、慶良間の珊瑚礁がとても綺麗ななので、いつか子どもたちと潜りたいと思っています。

5. 子どもへの想いを語ってください。

突然の離別から5年7ヶ月が過ぎ、私が子どもたちと面会できた時間は合わせても20数時間です。最後に私が子どもに会ったのは、次男が昨年5月、長男が昨年8月で、以降3度目の長期引き離しにあってます。長男は、心身のバランスを崩し、昨年から中学校に通学できない状態にあります。子どもが危機的状況にあるなら、寄り添い心のケアをしてあげたいと親として望むのは自然な気持ちだと思うのですが、それができず苦しみを毎日感じています。

今でも子どもたちと一緒に遊ぶ夢を見るのですが、夢に出てくる子どもたちは、引き離された頃の幼い表情のままで、一緒に暮らしていた頃のように「抱っこして」と甘えてきます。子どもと離れて暮らし、日々成長する子どもと一緒に暮らすことが、親の心の成長にも大きく影響するのだなあと身にしみて感じています。引き離されて以降、子どもたちとの思い出を一切作ることができず、二度と取り戻せない時間ですが、法、及び諸制度が整備され自由に会えることができるようになったなら、ぎゅっと抱きしめてあげたいと思っています。そして、離別してから当事者活動などで訪れた松島などの全国の思い出の地を子どもたちと一緒に巡り、語り合いながら失った時間を取り戻し、子どもたちの心のケアをしてあげたいと願っています。

6. 当事者へのメッセージをどうぞ。

親子関係は、自然の情愛に基づくもので誰にも壊すことができない関係です。子どもは、親の所有物ではなく、一人の人間として権利の主体性が尊重されるべきで、どんな状況であれ両親の愛情を受ける権利があります。

しかし、日本では「単独親権制度」を始めとした法制度の不備や欠陥によって、多くの親子が引き裂かれていることは明らかです。

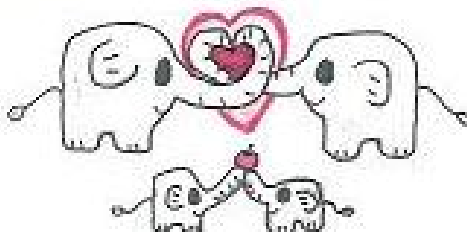
最愛の子どもを突然連れ去られ、さらに会えなくなってしまう苦しみは、その経験をした者にしかわからない想像を絶する苦しみです。ここ数年、我が子に会えない親の自死が続いています。このような悲劇は繰り返されてはいけないと思います。私たちは、このような悲劇が二度と繰り返されないように、国会に法整備を強く求めていかななくてはなりません。昨年の臨時国会で、裁判所の運用などについて質問主意書が政府に提出されたように、現行制度の不備に気付き、国内の問題を置き去りにしない、親子の断絶を防止する制度の整備をしなくてはならないと主張される国会議員が増えています。

ハーグ条約の批准が決まり国内法の整備は待たなしの状況と言えます。全国の当事者の皆さん、新たな法制度を早期に構築するために力を合わせましょう。近い日に、必ず新たな法制度が整備されますので子どもに笑顔で会えるよう、強い気持ちを持ち生きていきましょう。

「インタビューを終えて」

インタビュアー；佐々木昇（運営委員）

三浦さんは、話す時、いつも笑顔で、優しい語り口調で話されます。その話す姿から三浦さんの人となりわかります。今回のインタビューでも、お子様を思う気持ちがよくわかりました。私たち当事者は、筆舌に尽くしがたい苦しみに心も体も悲鳴をあげています。しかし、最後まで良き父親、母親であろうとする当事者、各団体のリーダーがいる限り、近い将来に、子どもと笑顔で会える社会が日本に実現すると感じられるインタビューになりました。皆様の協力が必要です。



クッキングイベント報告

開催日時：12月7日（土曜日）

開催場所：文京区アカデミー向丘

運営委員の大谷です。

12月7日に行われた、親子ネット初の試み、クッキングイベントのご報告をさせていただきます。当日はお子様4名、大人14名の参加となりました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございます。

親子ネットは、年間100日の面会交流が必要だと考えています。少なくとも月に4～6日は面会交流しないと、「子どもの情緒的安心感の向上」に効果が出ないという科学的根拠と、先進国ではそれを実践できているという実績からです。

隔週2泊3日、春夏秋冬休みに一週間ともに過ごすと、だいたい100日になります。月一回の面会交流では、一緒に遊園地に行くなど非日常的なイベント交流になりがちで、“生活”を子どもたちと共有することができません。一緒にご飯を食べる、身体を動かす、テレビをみる、お風呂に入る、勉強をする、寝るなどの日常をともにすることで、子どもは親からの有言無言のメッセージや訓えを受け取ることができます。

そうした親子の日常を支援する一つとして、今回はクッキングイベントを企画しました。子どもたちでも楽しめる簡単でおいしい料理や、料理経験の少ない男性でも見栄えがして、子どもも好物になること間違いなしの料理をということで、イタリア料理のニョッキや鶏のトマト煮込みなどをご紹介します。笠原さんの女性らしくかわいらしいオレンジムースも大変ご好評いただきました。

料理という共同作業を通して、親子はもちろん、子ども同士や、大人同士も普段よりも親密なコミュニケーションがはかれたのではないかと思います。料理をするということは、手先を使いながら脳を働かせ、イメージを体現し、さらに「おいしい」という脳へのご褒美が得られるので、思い出としても印象に残りやすいイベントでしょう。

また、まだお子さんに会うことが叶わない会員の方にとっても、こうして「何かをつくる」という行為は、気分転換にもなると思います。イベントに参加した会員の方からも「ストレス解消に料理はいいね」というお声もいただきました。もちろん、いつか必ずくるお子さまとの交流に備える意味でも、ぜひ料理にチャレンジされてみてはいかがでしょうか。



【メニュー】
レバーパテ
コブ風サラダ
かぼちゃのニョッキ
じゃがいものニョッキ
チキンの狩人風煮込み
オレンジチーズムース

シリーズ企画「父母の間を行き来する子どもたち」③

親子ネット会員の齋藤と申します。今回は「父母の間を行き来する子どもたち」の第3弾を書かせて頂くことになりました。子どもと離れて暮らす父親の立場の記事になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私は妻との別居を機に当時2歳になる直前の息子と会うことが出来なくなりました。別居後に家庭裁判所の調停・審判を経て面会交流が認められ、今は月に1回のペースで子どもと会っています。

子どもと再び会えるようになるまでに約1年半かかってしまったため、面会交流の開始当初は子どもに泣かれてしまう場面もありましたが、3回目には自分から私の方に来てくれる様になり、一度離れてしまったとしても親と子の絆は取り戻せると感じました。

私が面会交流を行うにあたり気を付けていることは、子どもに対して夫婦間の問題による影響を可能な限り抑えることと、離れて暮らしていても子どものことを大事にしているのが伝わる様にすることです。

子どもと会えなくなった親の立場で子どものことを優先して考えられる様になったのは、棚瀬一代さんの著書『離婚で壊れる子どもたち』や別居・離婚後の親子の関係をテーマにしたシンポジウムを通じて夫婦間の問題が子どもに与える影響を学ぶ機会があったことが大きいと感じています。

私が参加したシンポジウムの中には実際に親の離婚を経験した方々の話を聞ける機会があり、『ある日を境に急に一方の親と会えなくなり、不安な思いをした。』、『自分が結婚する時に両親のいる家庭を想像できず不安を感じる。』、『幼い頃に別居親に車で連れ去られたことが原因で今でも車に乗るのに抵抗がある。』といった体験談を聞き、親が子どもに与える影響の大きさを強く認識させられました。

たとえ子どもが幼かったとしても夫婦間の問題があれば子どもなりに察知して、気を使い我慢してしまう面があると思います。実際に私の場合でも面会交流の送迎時に子どもが表情を曇らせて気まずそうにしている場面が何度かありました。なので子どもと会う時には『〇〇と会えてパパは嬉しいよ。』、『普段、一緒に居れないけど〇〇は悪くないよ。』(〇〇は息子の名前です)と今の年齢で理解できると思う内容で話をし、送り迎えも笑顔でいられる様に心掛けました。

その甲斐あってか子どもも自然に私のことをパパと呼んでくれる様になり、ヒーローごっこやキャッチボール等で遊びながら笑顔で過ごせる様になりました。最近に変な顔をして笑わせようしたり、自分が覚えた植物や虫の名前を教えてくれたり、知らないものは質問してきいたり色々な面を見せてくれる様になりました。

これからは、子どもの成長に合わせて離れて暮らしていることについて説明していかなければいけないことや、面会交流の予定を子どもの予定に合わせて調整していく等の配慮が必要になっていくと思いますが、子どもの成長を見守っていける様に親としての自覚を持って頑張っていきたいと思っています。

私の経験を振り返って残念に感じるのは面会交流に関して一定のルールやガイドラインがあれば話し合いが円滑に進められ、もっと早くに子どもと再会できるのでは思う点です。この点に関しては、今年4月から兵庫県明石市で子どもの立場に立った養育費や面会交流の取り決めを促す資料(養育プラン、養育に関する合意書)の配布や相談を充実させていく取り組みを開始するという記事がありましたので、この取り組みが軌道に乗り、全国へ展開されていくことを願っています。

最後になりますが、私が子どもと会えない時期を乗り越えて、再び子どもと会える様になれたのは親子ネットを通じて知り合えた仲間が支えてくれたからだ感謝しています。この場をお借りしてお礼申し上げます。(齋藤)



親子ネット主催 棚瀬一代先生講演会 「離婚で壊れる子どもたち」

平成25年1月25日
14時～16時
港区青山

2014年1月25日午後2時より、親子ネット主催による棚瀬一代先生の講演会、「離婚で壊れる子どもたち」を開催しました。会場となった港区青山の会議室には当事者、祖父母の方等約70名の方が参加し、ほぼ満席という大変な盛況となりました。
初めに鈴木代表より開会挨拶のあと、私達の問題に深い理解を頂いている衆議院議員馳浩先生の力強いメッセージが秘書の天野様より代読されました。

【講演会の概要】

今回の主題は「子どもの視点から考える面会交流」でした。実際の講演会は大きくは前半と後半に分かれ、前半は主にアメリカにおける面会交流、共同親権に関する変遷を日本と比較しつつ解説されました。後半は親が離婚した子どもへの影響や日本の面会交流の問題点やあるべき姿等についてお話し頂きました。

【前半部分】

1. 単独親権時代

1980年代まではアメリカも単独親権制度であったが、離婚した場合、別居親には「相当なる面会交流権」が付与されており、現状の日本の単独親権制度とはそもそも大きく相違していた。その意味で日本の現状は相当深刻である、と認識しておくべきである。

2. 公共政策として

その後、国の公共政策として「友好的親条項」が全米で急速に広まった。その背景にあったのは、面会交流は子どもの権利＋別居親の憲法上の権利、との考え方である。この点でも日本の司法の場においては、面会交流は別居親の権利でもある、とはなかなか主張しづらく違いがあると言える。

3. 単独親権から共同親権に

なぜ、面会交流権が保障されていたにも拘らず、単独親権から共同親権へと変化していったのか。それは、男女の従来の役割の変質といった社会的な背景に加え、そもそも親権は非常に強い権利であり、面会交流権ではなかなか太刀打ち出来ない状態であるからである、即ち、親権者がその地位を利用して別居親から遠ざける危険性が内在しているとの声が高まった結果である。

4. 面会交流から共同養育に

共同親権の背後には、離婚後でも両親と頻繁且つ継続的な接触を子どもに保証することが子どもの福祉に合致するとの考えがある。実際、アメリカでは面会交流時には別居親とひたすら楽しく「遊ぶ」だけではなく、日常の生活を共に過ごすことの意義が強調されている。



【後半部分】

1. 突然の連れ去り

離婚後の子どもの適応を阻害する要素としては、別居親の不在、急速に大人びてしまう疑似成熟と役割逆転、両親の高葛藤等が挙げられるが、いわゆる説明無しの突然の別居・離婚、連れ去り、も付け加えたい。日本ではこの10年、連れ去りが日常茶飯事になっていると言っても過言ではない。

2. 多様な文脈での接触と宿泊面会

日本における現状は、面会交流＝「顔見せ」「短時間」「楽しく外で遊ぶ」ことに留まっている。正しい目的は親子間の絆の形成・維持であり、そのためには多用な文脈での接触が必要で、その意味で宿泊付きの面会交流は必須である。

3. 時間は敵

時間は敵である。子どもとの絆が消えてしまうのを防ぐため、面会交流は直ちにスタートすべきである。従って、面会交流の取決めは速やかに行うことが必要であり、調停など現状の家裁の対応は、時間がかかり過ぎである。また、連れ去りの違法化、友好的親条項の導入も課題である。

4. ビジネスライクな関係構築

両親の高葛藤は、相互不信を背景にスムーズな面会交流の妨げになるだけでなく、子どもの最大のストレス源になる。人間としては信用できないが、親としての最低限の信頼を持てるように、脱歴史＝感情抜きビジネスライクな関係構築が必要ではないか。面交のアポ取りメールのやり取りも感情を入れない等の工夫が必要である。

「講演を終えて」 大村真治（運営委員）

講演後は質問も多数寄せられ、成功裏に終了しました。当日ご参加頂いた皆様には改めて御礼申し上げます。最後に講演会の感想を私なりに述べさせて頂きたいと思います。

日本の現状の遅れは、単独親権下でも面会交流権が保障されていたアメリカと比較すると100年位遅れている、先生はそう述べられました。私はこれを聞いた時、正直、暗然たる気持ちになりました。しかし、ここからスタートするしかありません。

また、両親が歴史を乗り越え、感情を乗り越え、ビジネスライクになるべき、との先生のご指摘は、言うは易し、されど…で私にとっても大変耳が痛い話ですが、国内外の数多くの離婚した親、子どもの心のケアに尽力されてきた棚瀬先生ならではの実感なのだろうと思います。

公演時間は当初90分程度予定していましたが、終了してみると120分間、休憩無しで、ずっとお話し頂きました。先生のこの問題にかけける気迫を感じたのは私だけでは無いと思います。一日でも早く、先生が熱弁をふるわれたような別居・離婚後の親子関係を構築できる社会が実現することを願ってやみません。

【棚瀬一代先生の略歴】

臨床心理士。京都女子大学現代社会学部助教授、帝京大学文学部助教授を経て現在、神戸親和女子大学発達教育学部客員教授としてご活躍中で、同時に棚瀬心理相談室室長として、離婚と子どもの問題に積極的に携わっておられます。

<http://tanase-therapy.com/>

【棚瀬一代先生の著書】

『「クレイマー、クレイマー」以後- 別れた後の共同子育て』

『虐待と離婚の心的外傷』、『離婚と子ども- 心理臨床家の視点から』

『離婚で壊れる子どもたち- 心理臨床家からの警告』

『離婚で壊れる子どもたち』については、この問題に直面した際、真っ先に手に取られた方も多いのではないのでしょうか。

【手帳にメモして】

■ 親子ネット定例会(3月)

日時：3月8日(土)予定

場所：未定。

※日時、時間、場所、内容が決定次第、親子ネットHPに掲載します。ご確認ください。

■ 当事者女性の親睦会

※参加は女性のみとなります事をご了承下さい。

日時：2014年3月29日(土)

13:30～17:00(日時等変更になる場合があります。何時からの参加でもOKです) 場所：青山いきいきプラザ 参加費：会場代を参加者の人数で割ります。参加予約不要、直接会場にお越しください。親睦会後は懇親会を開催します。懇親会からの参加を希望の方のみ、事前にメールにてお知らせ下さい。

メール：joshikai@infoseek.jp

■ 親子ネットNAGANO相談会

日時：毎月第3土曜日 13:30～16:30

※変更の際は事前にブログ等で告知。場所：親子ネットNAGANO事務局(長野県白馬村)または電話相談(スカイプ対応)も可能。出張相談所の開設も可。相談料：無料。ただし、運営協力費として1時間1,500円、1時間を超える場合は1時間毎に500円の加算、子どもからの相談は運営協力費不要。

※24時間前までに予約をお願いします。

問合せ：kodomokenri@gmail.com

■ くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会

自助活動：毎月第1木曜日19:00～

会議：毎月第3木曜日 19:00～

場所：スペースF(国立市中3-11-6)

問合せ：042-573-4010(スペースF)

■ SOS!会えない親子のホットライン

日時：第3木曜日 19:30～21:30

問合せ：042-573-5791(くにたち子どもとの交流を求める親の会)



【マスコミ】

1月29日、読売新聞、「離婚」その前に養育計画
1月25日、産経新聞、ハーグ条約 署名を決定
1月24日、NHK、ハーグ条約4月加盟 正式決定
1月24日、毎日新聞、ハーグ条約：4月1日発効
政府署名

1月22日、毎日新聞、＜離婚＞子の権利守って
養育費や面会…明石市が資料配布へ

1月22日、時事通信、国際離婚訴訟のルール明確
化＝迅速解決へ15年にも法整備—法務省

12月28日、日本経済新聞、「家事調停」が長期
化 家族観変わり合意に時間

12月25日、産経新聞、後絶たぬ面会めぐるトラ
ブル…審判・調停は増加

12月24日、読売新聞、離婚巡る争い、未成年の
子との面会トラブル増加

12月23日、東京新聞、離婚で会えない親子の絆
理解を「キミドリリボン」活動 横浜で訴え

12月23日、毎日新聞、離婚調停：トラブル増加
父親の意識変化も

12月19日、時事通信、ハーグ条約4月1日に発
効＝政府方針

12月18日、外務省ホームページ、ハーグ条約に
係る面会交流支援事業の委託業務公募

12月12日、時事通信、子の連れ去り制裁法案を
可決＝米下院、日本に対応促す

12月12日、AFP、子ども連れ去り、送還応じない
国に制裁 米下院で法案可決

12月6日、子どもの連れ去り・引き離し問題に関
する第三回質問に対する政府答弁書

12月2日、時事通信、ハーグ条約加盟を歓迎＝米
大使

11月27日、臨時国会：子どもの連れ去り・引き
離し問題に関する第三回質問主意書

11月24日、朝日新聞、離婚後も、我が子に会
いたい 交流求めキミドリ・リボン

11月19日、子どもの連れ去り・引き離し問題に
関する再質問に対する政府答弁書

11月11日、臨時国会：子どもの連れ去り・引き
離し問題に関する再質問主意書、浜田和幸参議
院議員

10月29日、子どもの連れ去り・引き離し問題に
関する質問に対する政府答弁書

10月21日、臨時国会：子どもの連れ去り・引き
離し問題に関する質問主意書、浜田和幸参議院
議員

10月23日、毎日新聞、ハーグ条約：来年4月に正
式加盟へ

10月18日、中日新聞、共同親権、面会 社会的
支援を

10月11日、産経新聞、子供連れ去り問題、消極
的な国には制裁も 米下院外交委、法案可決

10月11日、時事通信、子の連れ去り、未解決な
ら制裁＝日本標的の法案可決—米下院委

【住所変更時のお願い】

ご転居に伴い、住所が変わられた会
員の皆さまは、お手数ですが、住所
変更のご連絡をお願い致します。

その他メールアドレス等の変更があ
る場合もご連絡をお願い致します。

連絡先メール：info@oyakonet.org

(システム管理担当)

【編集後記】

私が親子ネット会報「引き離し」
に携わるようになって4年が過ぎま
した。

4年前のある日のこと、その頃副
代表だった(現在は会長の)藤田さん
がにこにこしながら近づいてきて
「鈴木さん、書くこと好きだね？
会報の編集員やってくれませんか？」
と言われました。

確かに自分の考えや思いを話すよ
り書いて伝える方が得手であること、
学生時代は「ミニコミ誌を作る会」
というサークルで、学内に配る情報
誌を作っていた経験があることなど
を話し喜んで手伝うことにしました。

はじめは「引き離し」という会報
の名前を「そのまんまやん…」と少
し反発を感じたりもしたのですが、
何号か過ぎるうちに愛着を感じるよ
うになっていました。

棚瀬一代先生が「離婚で壊れる子
どもたち」という本の「壊れる」と
いう言葉に抵抗があり一晩タイトル
を抱いて眠り、朝起きてみると「こ
れで良い」との気持ちに変わってい
たと、29号インタビューでおっしゃ
っていましたが、そのお話に共感を
覚えたのは、この「引き離し」に対
する私の思いと通じる場所があった
からだと思います。

その「引き離し」も今号で30号で
す。いろんな思い出が巡ります。
後継者不足で閉号したい思いにから
れながらも「紙に印刷して送ること
にこだわりたい」「活動を行うに当
たり会報を定期的に発行することは
大事だ」というこれまでの代表たち
の訓えを引き継ぎ、発行間隔を隔月
から3か月に1回ペースにさせてもら
い、何とか続けてきました。
常時編集員を募集していますので、
ご興味のある会員の方はお知らせく
ださい。

今後の会報は、会員の皆さまが
未来に希望の持てる、法整備につい
て活動が前進していると実感もでき
る、そんな内容もお送りできそうで
す。

希望をもって元気で毎日を大切に
過ごして参りましょう～！春はもう
すぐそこまで来ています。

(鈴木裕子)

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール：info@oyakonet.org ホームページ：http://oyakonet.org